明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○債務救済措置（債務繰延方式及び債務支払猶予方式）に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一
（外務一九〇）
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一四四）　六
○自衛隊飛行場告示の一部を変更する件（防衛六九）　七
〔官庁報告〕
公聴会
原子力発電所の設置に係る公開ヒアリングの開催（経済産業省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録、中日本高速道路株式会社企画競争に係る手続開始、入札関係　二
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　七
会社その他
会社決算公告　八

告示

○外務省告示第百九十号

平成二十二年三月十六日にアビジャンで、債務救済措置（債務繰延方式及び債務支払猶予方式）に関する次の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

平成二十二年四月八日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千九年五月十五日にパリで開催されたコートジボワール共和国政府の代表者と関係債権諸国（以下「債権諸国」という。）政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とコートジボワール共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に言及する光栄を有します。本使は、更に、当該交渉において到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　債務繰延方式及び債務支払猶予方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2(1)　繰り延べられる債務は、コートジボワール共和国政府がＪＩＣＡに対して負う次の債務から成る。

円借款の供与に関してコートジボワール共和国政府と海外経済協力基金（以下「基金」という。）との間で千九百八十三年七月一日より前に締結された借款契約に基づいて支払われるべき債務又は円借款の繰延べに関してコートジボワール共和国政府と基金又は国際協力銀行（以下「銀行」という。）との間で締結された債務繰延契約に基づいて支払われるべき債務（以下「繰延債務」という。）は、次のとおりである。

(a)　過去に繰り延べられなかった債務に関し、二千九年三月三十一日以前に弁済期限の到来した未払の元本及び契約上の利子（遅延利子を含む。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表一に掲げられる。）

(b)　千九百九十年十月十九日、千九百九十二年十一月十三日、千九百九十五年三月二十七日、千九百九十九年六月十八日及び二千三年十二月八日に日本国政府とコートジボワール共和国政府との間で交換された書簡により行われた合意に従って過去に繰り延べられた債務に関し、

(i)　二千九年三月三十一日以前に弁済期限の到来した未払の元本及び繰延利子（遅延利子を含む。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表二に掲げられる。）

(ii)　二千九年四月一日から二千十年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来したか又は到来する未払の元本及び繰延利子（遅延利子を除く。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表三に掲げられる。）

(iii)　二千十年四月一日から二千十一年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来する元本及び繰延利子（遅延利子を除く。）の百パーセント（それらの内訳は、この書簡の付表四に掲げられる。）。ただし、(A)から(C)までに定める条件が満たされている場合に限る。

(A)　国際通貨基金（以下「ＩＭＦ」という。）の理事会が、二千十年四月一日から二千十年九月三十日までにコートジボワール共和国政府のための貧困削減・成長措置（以下「ＰＲＧＦ」という。）に基づく取極の審査を終了すること。

(B)　コートジボワール共和国政府が、二千九年五月十五日にパリにおいてコートジボワール共和国政府の代表者及び債権諸国政府の代表者によって署名された合意議事録（以下「合意議事録」という。）に参加していない者であって対外債権を有するもの又はその集団の各々との交渉における進捗の報告を、パリ・クラブに対し合意議事録の署名の後三年の間六箇月ごとに送付すること。

(C)　コートジボワール共和国政府が、合意議事録に参加している債権諸国に対する支払を弁済期日に行うこと。